

平成28年2月8日

県政記者クラブ各位

県有施設の清掃及び警備業務委託の入札における
最低制限価格及び低入札価格調査の導入について

本日開催の福島県行財政改革推進本部・入札等制度改革部会において、以下のとおり最低制限価格及び低入札価格調査の導入を決定いたしましたので、お知らせします。

1 目的

適正な価格水準による入札を促すことにより、契約内容に適合した履行を確保し、県有施設の適切な維持管理を図るとともに、適正な労働条件を確保し、関連業界の健全な発展促進に資することを目的としております。

2 対象業務

県が発注する庁舎等維持管理業務委託のうち、予定価格が100万円を超える「清掃業務」及び「警備業務」を最低制限価格の対象業務とします。

ただし、WTO政府調達協定の対象となる県庁舎清掃業務については、最低制限価格の設定ができないため、低入札価格調査を導入します。

3 導入時期

平成28年4月契約分から導入します。

4 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格

県公共工事と同様に、設定方法及び金額は非公表とします。

なお、県有施設の清掃及び警備業務委託の入札における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、予定価格の概ね80%程度の設定とします。

問い合わせ先

福島県 総務部施設管理課

主幹兼副課長 鈴木

直通電話 024-521-7075

内線電話 2242